

令和3年5月11日

話題事項

令和3年5月7日

資料提供済

## 「県民の皆様へのお願い」の変更について

5月7日、新型コロナウイルス政府対策本部（本部長：菅総理大臣）により緊急事態宣言の「期間の延長」と実施すべき区域に愛知県及び福岡県が追加され、また、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に、北海道、岐阜県及び三重県が追加されることが決定されました。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願い致します。

### 変更項目

#### ◆変更前

【県民の皆様へのお願い（4月24日）】

- ・ 不要不急の外出を控える（令和3年5月11日まで）
- ・ 和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで（令和3年5月11日まで）
- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、愛媛県、沖縄県への不要不急の外出を控える

期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等の区域を指定している期間



#### ◆変更後

【県民の皆様へのお願い（5月7日）】

- ・ 不要不急の外出を控える（令和3年5月31日まで）
- ・ 和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで（令和3年5月31日まで）
- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、愛媛県、福岡県、沖縄県への不要不急の外出を控える

期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間（宮城県については、5月11日まで）

※営業時間の短縮要請に伴う協力金についても、引き続き支給します。

要件の変更等の詳細は別紙をご確認ください。

今回の補正予算額：30億765万1千円

（地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分）

※財源は、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠および地方単独事業分）を活用

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 岡本雅・道・藤戸・平田	（協力金に関すること） 商工振興課 石橋・尾崎	（補正予算に関すること） 財政課 小林・西
073-441-2275	073-441-2742	073-441-2160

# 和歌山県営業時間短縮要請協力金【第2期】

令和3年5月12日(水)～5月31日(月)の要請期間における協力金の支給要件について

**5月12日(水)から5月31日(月)までの要請期間の全期間**において、連続して営業時間を5時から21時までの間とし、かつ、酒類を提供している店舗については、酒類の提供を5時から20時までとすることが要件となります。

## ※「営業時間短縮実施チラシ」、「休業実施チラシ」の掲示について

第1期の要請期間中(4月22日(木)～5月11日(火))に県から配布等しているチラシについては、チラシの実施期間の部分を手書き等により修正いただく形でご利用が可能です。(修正例は下記ホームページに掲載)

なお、新たにチラシを必要とされる方は、同ホームページからダウンロードいただけますのでご利用ください。

## 協力金(第2期)の概要

### ≪協力金の支給要件≫ 次のいずれの要件も満たす事業者

- (1) 和歌山市内において、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を取得して営業を行っている店舗(本社が和歌山県外にある場合も含む。)であること。
- (2) 通常の営業時間が、21時から翌日の5時までの時間帯を含んでいた店舗が、**5月12日から5月31日までの全期間**において、営業時間を5時から21時までの間とし、かつ、酒類を提供している店舗については、酒類の提供を5時から20時までとしていたこと。  
※対象店舗が、要請に応じて、休業していた場合も対象になります。
- (3) 業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること。
- (4) 営業時間短縮又は休業の実施期間が分かるように、「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」、またはそれらと同等の内容が含まれた書類を店舗の外側等に掲示していたこと。

### ≪協力金の支給額≫ 1店舗当たりの金額＝下記の1日当たりの支給額×協力日数

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		8万3,333円以下	8万3,333円超～25万円以下	25万円超
中小企業	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】 1日当たりの支給額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額(1日当たり)】 「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額		
大企業 (売上高減少額による方法)		【計算式】 1日当たりの支給額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額(1日当たり)】 「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可能  
※通常の定休日は、協力日数に含みません。

## 協力金(第2期)のホームページ

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin\\_2nd.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin_2nd.html)



## 県民の皆様へのお願い（令和3年5月7日）

5月7日、新型コロナウイルス政府対策本部（本部長：菅総理大臣）により緊急事態宣言の「期間の延長」と実施すべき区域に愛知県及び福岡県が追加され、また、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に、北海道、岐阜県及び三重県を追加することが決定されました。

つきましては、「県民の皆様へのお願い」を下記のとおり見直しましたので、県民の皆様におかれましては、下記項目に御留意の上、行動いただきますようお願いいたします。

- ・ 特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない
- ・ 遅くまで集団で会食・宿泊をしない
- ◇ ◇
- ・ **カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える**
- ・ 医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える
- ◇ ◇
- ・ 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- ・ 事業所では発熱チェック
- ・ 病院・福祉施設サービスは特に注意
- ◇ ◇
- ・ 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
- ・ 職場内でもマスクの着用を徹底する
- ・ **在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を**
- ◇ ◇
- ・ 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・ 医療機関は、まずコロナを疑う

### 【特に今、お願いしたい項目】

- ・ **不要不急の外出を控える（令和3年5月31日まで）**
- ・ **和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで（令和3年5月31日まで）**
- ・ 家族以外とのカラオケを控える
- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、愛媛県、福岡県、沖縄県への不要不急の外出を控える  
期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間  
（宮城県については、5月11日まで）
- ・ 感染防止策が徹底されないイベントの開催の延期・自粛  
大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は延期・自粛
- ・ 学校の部活動の制限について  
全国・近畿大会につながる大会は、原則、実施  
それ以外は、原則、延期または中止  
感染防止対策に応じて活動内容の制限を設けて練習

### 特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない

- ・感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗い等）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。

### 遅くまで集団で会食・宿泊をしない

- ・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染した事例がありましたので、そのような行動は控えてください。

### カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える

- ・カラオケ等の催しが原因と思われるクラスター事例がありました。マスクを着用しないまま長時間の接触機会があるような催しへの参加を控えてください。

### 医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える

- ・会食等に参加したことで感染する事例が見受けられます。特に医療機関や福祉施設の職員は、基礎疾患を抱える方や高齢者等の感染により重症化しやすい方との接触の機会が多くなるため、ウイルスを持ち込むことがないように当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控えてください。

### 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

- ・発熱や倦怠感等の症状があるにも関わらず出勤し、周りに感染を拡げてしまった事例が多く見受けられます。これまでも繰り返しお願いしてきたところですが、軽微な症状であっても放置することなく、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談してください。なお、かかりつけ医がなく、どこを受診すればよいかわからない場合は、受診相談窓口(県内各保健所・和歌山県コールセンター・受診医療機関)に相談してください。 ※受診相談窓口の受付時間など、詳しくは県 HP をご確認ください

### 事業所では発熱チェック

- ・事業所においても従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診をすすめるなど、適切な対応をお願いします。

### 病院・福祉施設サービスは特に注意

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内への感染の持ち込みが発生しないように特に注意してください。また、訪問介護・通所サービスの職員やケアマネジャーの皆様は、御自身での感染対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

### 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようにお願いしています。多くの事業所ではガイドライン遵守に御協力いただいています。引き続きすべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。併せて感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。

### 職場内でもマスクの着用を徹底する

- ・県内事業所で、執務中にマスクを着用せず会話をしたことが要因と疑われるクラスターが発生しました。職場では長時間にわたり同じ空間を共にすることから、会議に限らず平常業務時にも、マスクの着用や手指消毒、さらにドアノブ・手すり等の共用部分の消毒、定期的な換気等の感染症対策も徹底してください。

### 在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を

- ・大阪に通勤されている方は、積極的に在宅勤務（テレワーク）を行っていただきますようお願いいたします。
- ・県内事業者の皆様におかれましても、在宅勤務を活用していただきますようお願いいたします。

### 濃厚接触者は陰性でもさらに注意

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。その中で、濃厚接触者が1回目の PCR 検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になった事例も見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

### 医療機関は、まずコロナを疑う

- ・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱等の軽微な症状であっても、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

### 不要不急の外出を控える（令和3年5月31日まで）

- ・和歌山県内にお住まいの方は、令和3年5月31日までの間、不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

### 和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで（令和3年5月31日まで）

- ・和歌山市内に所在する飲食店については、令和3年4月22日から5月31日までの間、午後9時までの営業（酒類の提供は午後8時まで）とするようお願いいたします。

### 家族以外とのカラオケを控える

- ・グループでカラオケを行い、その参加者が多数、感染するという事例が発生しました。このことを受け、当面の間、友人・知人等とのカラオケは控え、家族のみで楽しんでいただきますようお願いいたします。

### 大阪府、兵庫県、京都府、**北海道**、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、**岐阜県**、愛知県、**三重県**、**福岡県**、愛媛県、沖縄県への不要不急の外出を控える

- ・各都道府県が、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を実施している期間中（宮城県は5月11日まで）は、当該都道府県への不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

### 感染防止策が徹底されないイベントの開催や、大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は、延期・自粛

- ・感染防止策が徹底されないイベントの開催は、延期又は自粛をお願いします。また、大規模集客施設や小売店での催物・バーゲン等も、延期又は自粛をお願いします。

### 学校の部活動について、全国・近畿大会につながる大会は原則、実施。それ以外は原則、延期または中止 感染防止対策に応じて活動内容の制限を設けて練習

- ・学校の部活動について、大会のうち、全国大会や近畿大会につながる大会は、原則実施することとします。それ以外の大会は、原則、延期または中止とします。練習にあたっては、感染防止対策に応じて、活動内容に制限を設けることとします。